

新公審査答申（個）第12号
令和4年8月3日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和3年11月2日付け、新男女第342号の9で諮問のあった件について、次のように答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月2日付け新広聴第129号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年6月18日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事で対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年7月2日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年7月13日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和3年11月2日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は以下のとおりである。

「私の相談事等を課として、開示か非開示等かの対応した公文書も、閲覧又は、

視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式1号等に、よって私の個人情報は、五年間保有しているはず私が五年間閲覧又は、視聴する権利を（新広聴第129号の2）の決定は、請求に係る個人情報を保有していない（請求に係る文書を保有していないためと新民協130号の2と令和3年7月9日付で、電話で請求をした結果の同月の9日付けと同じ日の同月10日の処分）と私が、公文書が間違っているのを見付ける事が出来ないと抵抗できないように、一方的な非開示決定の処分一方的な処分を取消せ。」（原文ママ）

なお、審査請求人は反論書の提出はない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

令和3年6月18日付けで審査請求人より開示請求のあった個人情報については、保有していないため、令和3年7月2日付けで非開示処分を行った。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書を保有していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張について検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）には、対象期間の始期の記載がなく、令和3年6月18日までとしており、請求する個人情報の内容は、「私の事で対応した事も含む、私の事で対応したものが分かるもの。」と記載されている。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求個人情報の対象は、令和3年6月18日から過去5年間における、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

しかし、実施機関は、文書が存在しないとしていることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人との対応や保有個人情報について、実施機関に確認したところ、審査請求人とは、平成30年2月21日に個人情報開示請求があつた当時から対応しており、審査請求人に関し、個人情報開示請求関係や電話応対した記録などの個人情報の保有が確認できた。

(2) 当審査会は、審査請求人の保有個人情報があるにも関わらず、本件決定をしていることについて、実施機関に確認したところ、本件請求以前の平成30年3月30日以降の個人情報開示請求については、すでに開示している保有個人情報は対象としないことを審査請求人と確認しており、過去5年間において、すでに開

示したもの以外に本件請求保有個人情報はなく、本件請求保有個人情報の対象についても、審査請求人に確認したうえで、本件決定を行ったとのことであった。

念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での応対について、その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、実施機関の業務は、新潟市政に関する市民意見等を聴取し、各業務の所管課へ伝達することがあり、聴取した意見等をより正確に伝達するために、必要に応じて意見等の要旨を文書にまとめて記録に残し、それを各業務の所管課へ送付することがあるが、これは相談内容に応じて実施機関が判断するものであり、記録文書として必ずしも作成する義務があるものではないとのことであった。

(3) したがって、本件請求保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明を否定するに足りる事情は認められないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年10月26日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 5月23日	審査会開催（第1回）
令和4年 6月24日	審査会開催（第2回）
令和4年 7月22日	審査会開催（第3回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子